

## 公益社団法人 東京地学協会 著作物利用規則

(2007年11月28日施行, 2012年4月1日, 2017年11月15日, 2021年9月15日改定)

1. この規則は、地学雑誌発行規程第8条、投稿規程第9条および投稿要領 II-3 に基づき、地学雑誌に掲載された論文等の利用について定めるものである。
2. 本規則において、論文等とは、地学雑誌(オンライン・ジャーナル版を含む)に掲載された論説、総説、短報、寄書、討論、追記、学術企画記事、追悼文、回顧録、企画記事、諸報告、書評・紹介ほか、それらの中の図、表、要旨、および表紙写真等の全部または一部をいう。また、作成者とは、地学雑誌に掲載された論文等を作成した者で、著作権等譲渡同意書に記名された者をいう。その他、著作権法第2条に定める各定義は、本規則に準用する。ただし、表紙等に用いた写真等の著作権は、とくに作成者や既に著作権を所有している者からの申し出があれば、地学雑誌発行規程第8条、投稿規程第9条および投稿要領 II-3 の規定にかかわらず、申出者が所有しているものとする。
3. 本規則の定めは、著作権法に定める著作権の制限規定による論文等の正当な利用行為を妨げるものではない。
4. 下記(1)～(3)の場合は、作成者が公益社団法人東京地学協会の書面による許諾を得ることなく、自ら作成した論文等を利用することができる。
  - (1) 自ら作成した論文等を自らの継続研究の素材として複製・改変する場合
  - (2) 自ら行う授業、講義、講演、研究発表のために受講者に交付する目的で複製する場合
  - (3) 作成者が自ら開設するホームページ、ブログ等において自ら作成した論文等のファイルをアップロードする場合ただし、上記(1)について、それを用いて新たな著作物等を公表する場合は、それが地学雑誌掲載のものの複製または改変であることを明示し、公表後速やかにそれに関する情報(論文として発表したときは、タイトル、執筆者、掲載誌等)を本協会に届け出なければならない。公表が出版となる場合には、事前に本協会の書面による許諾を得る必要があり、本協会は許諾に際して条件を付すことができる。また上記(3)については、作成者はアップロード後速やかにアップロードファイルの URL を本協会に届け出なければならない、本協会がアップロードの中止を申し入れたときは、当該ファイルを削除等し、ウェブを通じた開示・利用を中止しなければならない。
5. 作成者以外の者が論文等の一部または全部を利用する場合は、あらかじめ、利用しようとする部分(一部利用の場合)、利用目的、利用態様(改変を伴うときは、改変後の内容、形状を含む。)、および利用期間等を明らかにした上で、本協会からの書面による許諾を得なければならない。本協会は、許諾に際して、条件を付すことができる。許諾を得た者は、利用に際して、著作権表示を付さなければならない。本協会は、許諾を得た利用目的、利用態様等と異なる利用が行われていること、あるいは付された利用条件に違反することを発見したときは、許諾を取り消し、あるいは違反状態の解消のために必要な措置をとることができる。

6. 作成者の所属する研究機関等が、所属研究者の学術業績等をウェブ上で公開する事業に地学雑誌掲載の論文等を利用するにあたっては、あらかじめ、利用する論文等の名称、作成者、掲載巻号、アップロード予定のファイルの URL 等を明記して申し出れば、当該号のオンライン・ジャーナル版の発行後に、作成者が所持した原稿ファイルを用いて当該論文等をアップロードすることができる。ただし、そのファイルと印刷刊行された論文等との間に差異が生じた場合は、当協会は一切の責任を負わない。また、本協会がアップロードの中止を申し入れたときは、当該研究機関等は当該ファイルを削除等し、ウェブを通じた開示・利用を中止しなければならない。